

派遣事業に係る情報公開について 2019年度(令和元年度)

『労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律』第23条5項の規定に伴い、当社における労働者派遣事業に係る情報提供すべき事項を以下のとおりお知らせします。対象期間:2019年4月1日～2020年3月31日

1. 事業所名称等

事業所名称	千代田ユーテック株式会社
事業所所在地	〒221-0022 神奈川県横浜市神奈川区守屋町3丁目13番地

2. 派遣労働者数

令和2年6月1日現在	535人
------------	------

3. 派遣先事業所数

令和元年度実数	69件
---------	-----

4. 料金に関する事項

労働者派遣に関する料金額の平均額（1日8時間あたり）	40,189
派遣労働者の賃金額の平均額（1日8時間あたり）	28,987
労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合	27.9%（小数点第2位以下を四捨五入）

5. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給
入職時基礎研修	新規稼働者	OFF-JT	弊社	無償	有給
個別研修	職種別 勤続年数別	OFF-JT	弊社	無償	有給

・キャリアコンサルティングの相談窓口 人材事業部 CS推進グループ TEL: 045-441-9219

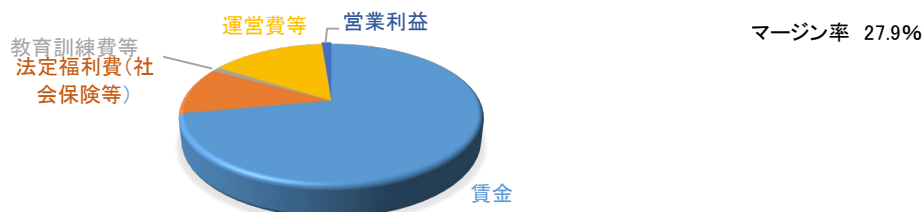
6. 5以外の教育訓練に関する事項

当社では提携スクール等、各種研修の受講機会を創出しています。

教育訓練の種類	提携団体（一般社団法人日本人材派遣協会等）、e-learningなどの充実したカリキュラムの各種研修をご用意しています。何れもリーズナブルな料金で受講いただけます。
---------	--

7. 労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、下記のとおり法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。



8. 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か	: 締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	: 弊社と労働者派遣契約を締結する全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	: 2021年3月31日

9. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

【福利厚生等】 ■社会保険 ■有休休暇 ■育児・介護休暇 ■定期健康診断 ■リロクラブ(福利厚生サービス)
【各種サポート】 ■ご相談窓口の設置 ■キャリアカウンセリング